

# 第四次草加市総合振興計画

第三期基本計画：2024（令和6年度）－2027（令和9年度）

## 第三期基本計画素案 (個別施策除く)

草 加 市



# 目次

<b>1</b>	<b>総論</b> .....	<b>5</b>
(1)	計画の位置付けと計画の期間.....	5
(2)	計画の役割と性格.....	5
(3)	草加市の計画体系.....	6
(4)	行政評価*による計画の進捗管理と第三期基本計画における取組.....	11
<b>2</b>	<b>計画のフレーム</b> .....	<b>14</b>
(1)	人口・世帯.....	14
(2)	財政.....	16
(3)	産業.....	17
(4)	土地利用.....	20
<b>3</b>	<b>重点テーマ</b> .....	<b>22</b>
(1)	重点テーマの位置づけ.....	22
(2)	重点テーマ.....	23
<b>4</b>	<b>計画</b> .....	<b>26</b>
(1)	計画体系.....	26



## Ⅱ 第三期基本計画

# 1 総論

## (1) 計画の位置付けと計画の期間

本計画は、令和 17 年（2035 年）を目標年とする第四次草加市総合振興計画基本構想（以下「基本構想」）の将来像である「快適都市」を実現するため、基本構想に基づいて施策を体系化し、「施策の意図」を明確にする中で、それぞれの施策の取組を定めるものです。

基本構想の計画期間は 20 年であり、一期を 4 年とする基本計画を策定することとしているため、第三期基本計画となる本計画の計画期間は令和 6 年度（2024 年度）から令和 9 年度（2027 年度）までの 4 年間とします。

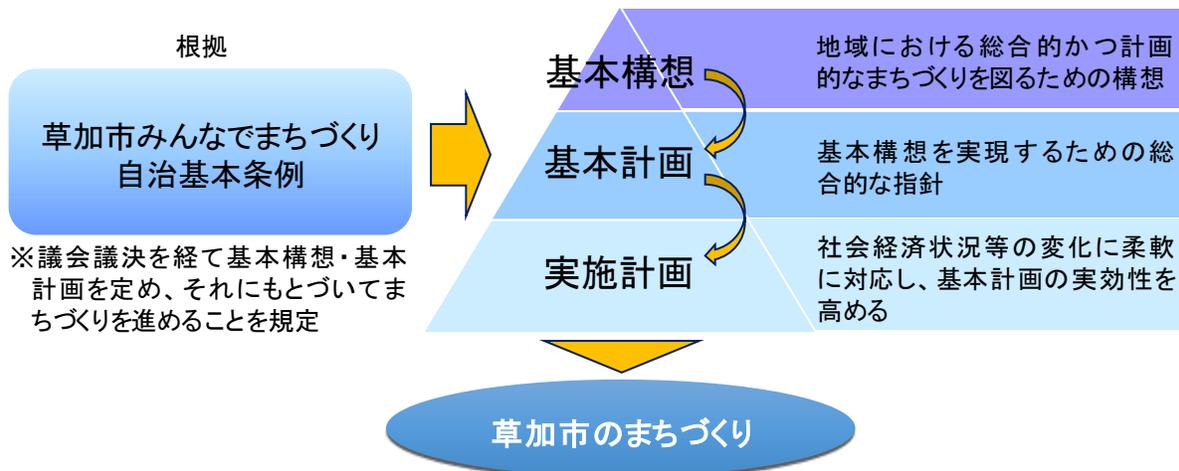
年度	平成				令和																
	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	
基本構想	第四次草加市総合振興計画基本構想																				
基本計画	第一期	第一期基本計画																			
	第二期					第二期基本計画															
	第三期									第三期基本計画											
	第四期													第四期基本計画							
	第五期																	第五期基本計画			

## (2) 計画の役割と性格

本計画は、令和 6 年度（2024 年度）から令和 9 年度（2027 年度）までの計画期間内に実施する施策の方向性や取組内容などを明らかにするとともに、その実現を確保するためのまちづくりの総合的な指針となるもので、草加市みんなでまちづくり自治基本条例第 11 条第 1 項の規定にもとづき、市議会の議決を経た上で策定されるものです。

計画の推進に当たっては、予測される社会・経済状況の変化、地域の実態や市民ニーズ、財政状況等を考慮し、国・県の計画、本市に関連する広域的な圏域における計画等との調整を図るものとします。

そのため、今後の社会・経済状況等の変化に弾力的に対処し、基本計画を実効性のある計画とするため、3 か年を計画期間とする実施計画を策定します。



### (3) 草加市の計画体系

#### 1) 分野別計画との関係性

基本構想の将来像である「快適都市」を実現するためには、様々な分野が相互に情報を共有し、緊密に連携しながら、効果的・効率的にまちづくりを推進していくことが必要です。

本市では、まちづくりの将来像やその実現のための方向性を示す基本構想と、土地利用や道路や河川、上下水道などの都市基盤に関する中心的な計画であるまちづくりの基本となる計画「草加市都市計画マスタープラン 2017-2035（以下、「都市計画マスタープラン」）」をまちづくり計画の両輪とし、これらをさらに詳細化した計画として分野別計画を位置付けるとともに、これらの計画を全庁的・横断的に推進していくことで、全ての計画が「快適都市」の実現という共通目標を持った市の計画体系の一部として機能する計画となっています。



※この図は、総合振興計画と分野別計画の体系イメージを表したものです。

※スポーツ推進計画については、総合振興計画と一体として策定しています。

## 2) 草加市版総合戦略

### ■ 総合戦略の策定趣旨

国は少子高齢化の進展への確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目的として、平成 26 年（2014 年）11 月に「まち・ひと・しごと創生法」を制定しました。

この「まち・ひと・しごと創生法」において、地方公共団体にも「地方版総合戦略」を策定することが求められたことから、本市では、平成 28 年（2016 年）3 月に「草加市版総合戦略」、令和 3 年（2021 年）3 月に「第 2 期草加市版総合戦略」を策定し、計画的に事業の展開を図っています。

総合振興計画と総合戦略は趣旨や取組の内容、進捗管理の仕組みや指標が重複している部分も多いため、本計画には総合戦略を統合し、一体的に策定することとします。

### ■ 総合戦略の期間

「第 2 期草加市版総合戦略」の計画期間は令和 3 年度（2021 年度）から令和 9 年度（2027 年度）までの 7 年間とします。

「第 2 期草加市版総合戦略」は、当初、令和 3 年度（2021 年度）から令和 6 年度（2024 年度）までを計画期間としておりましたが、統合に際し、令和 6 年度（2024 年度）以降は本計画及び実施計画内に総合戦略の施策・事業を位置づけ、計画期間を本計画と合わせ令和 9 年度（2027 年度）まで延長し、取組を推進していきます。

### ■ 今後の総合戦略の施策の方向

#### ➤ 人口ビジョンにおけるめざすべき目標

人口が増加している本市においても、総人口が減少に転換する時が確実に近づいており、早期に少子化に歯止めをかけ一定水準の人口を維持していくことが不可欠です。

「草加市人口ビジョン」では、合計特殊出生率を早期に 1.66 に達成した上で（最終目標年度は令和 12 年度（2030 年度））、2.07 に到達させること、社会増減による純移動数を維持することにより、令和 42 年（2060 年）の目標人口を「218,926 人」にすることを掲げています。

#### ➤ 人口ビジョンを踏まえた施策の基本的な方向

上記の目標人口を踏まえて求められる施策の基本的な方向は以下のとおりです。

まち・ひと

しごと

- ・ 結婚・出産・子育ての希望をかなえることによる合計特殊出生率の向上
- ・ 高年者が安心して暮らせる地域づくり
- ・ 災害や環境変化に対応したストックマネジメントとふるさとづくり
- ・ 立地環境の優位性を最大限発揮した産業構造の構築
- ・ 地元の雇用につながる産業基盤の整備

➤ 基本目標

国の総合戦略や上記の施策の基本的な方向、本市の実情を勘案し、総合戦略における基本目標は以下のとおりです。

- |         |                               |
|---------|-------------------------------|
| <基本目標1> | 草加市における産業の活性化と安定した雇用を創出する     |
| <基本目標2> | 結婚・出産・子育ての希望をかなえる             |
| <基本目標3> | ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる |

■ 施策

総合戦略の施策については、本計画で定める施策を用いることとします。

■ 事業

実施計画において定めることとし、総合戦略対象事業であることをアイコン等で明示します。

■ 数値目標及び重要業績評価指標（KPI）

数値目標は実施計画に定めることとし、また、重要業績評価指標（KPI）は実施計画の成果指標とし、本計画の行政評価による進捗管理を通じて毎年度効果検証を行います。

### 3) SDGs の達成に向けて

#### ■ SDGs の概要

持続可能な開発目標（SDGs）は、2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択された2030年（令和12年）までの国際目標です。持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓い、国際社会全体が連携して達成に向けて取り組むものです。

SDGsは、格差の問題、持続可能な消費や生産、気候変動対策など、先進国が自らの国内で取り組まなければならない課題を含む、全ての国に適用される普遍的（ユニバーサル）な目標であり、達成に向けては、国や地域をはじめ様々な主体が連携し一体となって取り組むことが必要です。

これまで本市が推進してきた普遍的価値としての「快適都市」の実現に向けた取組は、SDGsの理念にも沿うものであり、今後も本市の将来都市像及びSDGsが掲げる「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、本市の経済・社会・環境をめぐる広範な課題に対し、住民・コミュニティ、企業・団体、高等教育機関、他自治体などとも連携しながら取り組むことが求められます。

SDGs と本計画の関係



## ■ 各目標の概要

	目標 1 (貧困)	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
	目標 2 (飢餓)	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
	目標 3 (保健)	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
	目標 4 (教育)	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
	目標 5 (ジェンダー)	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力や社会への影響力の強化を行う。
	目標 6 (水・衛生)	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
	目標 7 (エネルギー)	すべての人々の安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。
	目標 8 (経済成長・雇用)	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用 (ディーセント・ワーク) を促進する。
	目標 9 (インフラ・産業化・イノベーション)	強靱 (レジリエント) なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。
	目標 10 (不平等)	各国内及び各国間の不平等を是正する。
	目標 11 (持続可能な都市)	包摂的で安全かつ強靱 (レジリエント) で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
	目標 12 (持続可能な生産・消費)	持続可能な生産消費形態を確保する。
	目標 13 (気候変動)	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
	目標 14 (海洋資源)	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
	目標 15 (陸上資源)	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
	目標 16 (平和)	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
	目標 17 (実施手段)	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

出典：外務省国際協力局「持続可能な開発目標(SDGs)と日本の取組」

## (4) 行政評価\*1による計画の進捗管理と第三期基本計画における取組

### 1) 進捗管理の考え方

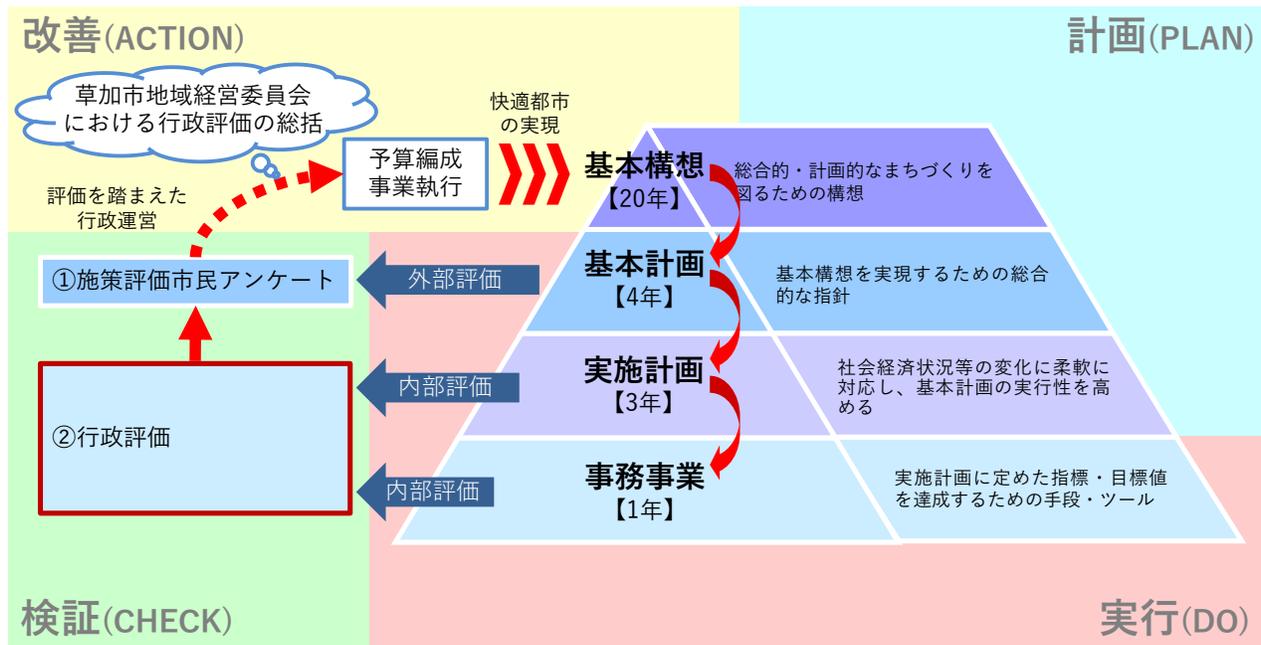
第四次草加市総合振興計画では、限られた資源を適切に配分し、その中で最大限の効果を生み出すため、「計画 (PLAN)」「実行 (DO)」「検証 (CHECK)」「改善 (ACTION)」の仕組みをさらに強化することで、計画の進捗状況を適切に管理し、効率的・効果的な行政運営を図ることをめざしています。

第二期基本計画では、41 の施策について、その確実な実現に向けて計画的な取組を進めるとともに、各事務事業の事業費と必要性・効率性・有効性・貢献度・優先性を検証する「事務事業評価」、実施計画において施策ごとに設定した指標の達成状況と今後の課題等を整理する「施策評価」を行い、各施策の具体的取組の方向性の検討、事務事業の新規組成や廃止、予算編成などに反映させてきました。

また、各施策に対する市民満足度・重要度に関する調査について、施策評価市民アンケートを平成 29 年度 (2017 年度) から隔年で実施し市民の皆様が各施策の満足度・重要度をどのように感じているのかを把握するとともに、施策評価市民アンケートの結果において重要度が平均以上、満足度が平均以下となった施策については、草加市地域経営委員会\*2において、満足度向上に寄与すると考えられる事項について検討を行ってきました。

第三期基本計画では、基本構想の体系にもとづき、41 施策で構成をし、基本的には第二期基本計画の取組を継続していきます。また、第二期基本計画において、目標値が達成できていない施策については、これまでの取組を検証しつつ、継続すべきものは継続し、改めるべきものは改め、目標達成に向けて最大限努力をしていきます。

草加市の行政計画と行政評価の体系



\*1 : 行政評価…行政の活動を何らかの統一的な視点や手段によって客観的に評価し、その評価結果を行政に反映させる仕組み

\*2 : 草加市地域経営委員会…地域経営の取組を推進するため設置され、経営者、知識経験者、市民で構成される市の附属機関

## 2) 施策評価市民アンケートの実施結果

第四次草加市総合振興計画の開始を契機として、市民への説明責任を果たし、施策の満足度・重要度の評価の精度を向上させるため、草加市民アンケートとは分離し、施策の内容の説明を分かりやすく、より充実させた施策評価市民アンケートを平成 29 年度（2017 年度）から隔年で実施しています。

令和 3 年度施策評価市民アンケートは、「快適都市」の実現に向け、より効率的・効果的な市政運営・予算配分のために活用することを目的に、第四次草加市総合振興計画第二期基本計画に掲げる 41 の施策を対象として市民の認知度・満足度・重要度について調査しました。

### ■ 調査概要

項目	概要
調査地域	草加市全域
調査対象	市内在住の満 18 歳以上の男女個人 3,000 人
調査時期	令和 3 年（2021 年）10 月 1 日～10 月 24 日
配布数	3,000 人
回収数	1,183 人
回収率	39.4%

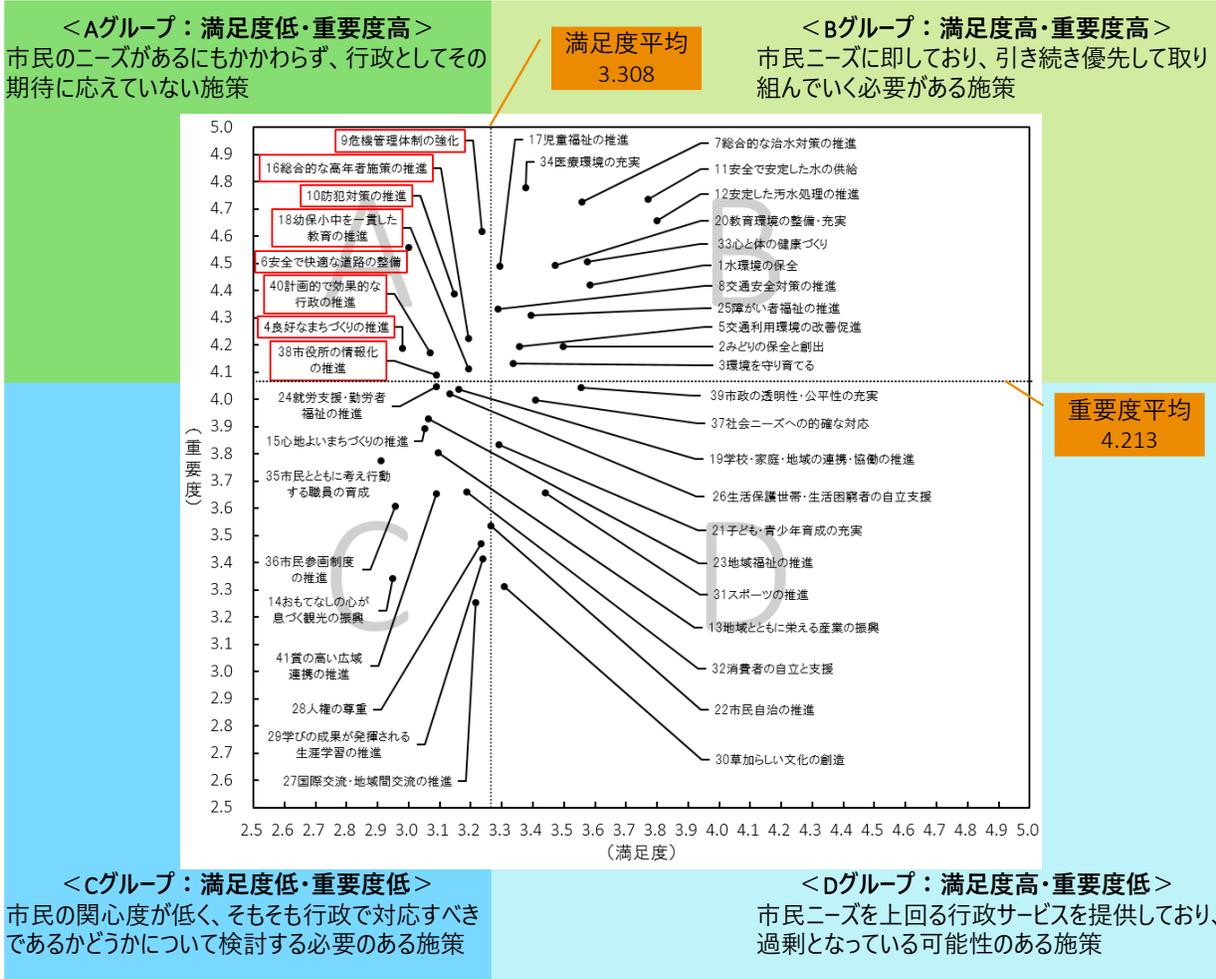
### ■ 満足度・重要度の集計・分析

満足度・重要度は選択肢ごとに配点（満足（重要）5 点、やや満足（重要）4 点、やや不満足（あまり重要ではない）2 点、不満足（重要でない）1 点）を設定し、各施策の満足度・重要度を得点化しました。

また、施策ごとの平均点を算出し、満足度の平均点を横軸、重要度の平均点を縦軸にした散布図で、満足度と重要度の相関関係を分析しました。

「重要度」は高いが「満足度」は低い施策（Aグループ）は「4 良好なまちづくり」、「6 道路」、「9 危機管理」、「10 防犯」、「16 高年者施策」、「18 幼保小中を一貫した教育」、「38 市役所の情報化」、「40 行政の推進」の 8 施策となっており、全体として、市民生活に密接に関わっており、さらなる充実が望まれている施策が該当しています。

令和3年度施策評価市民アンケートの満足度・重要度の分布



## 2 計画のフレーム

### (1) 人口・世帯

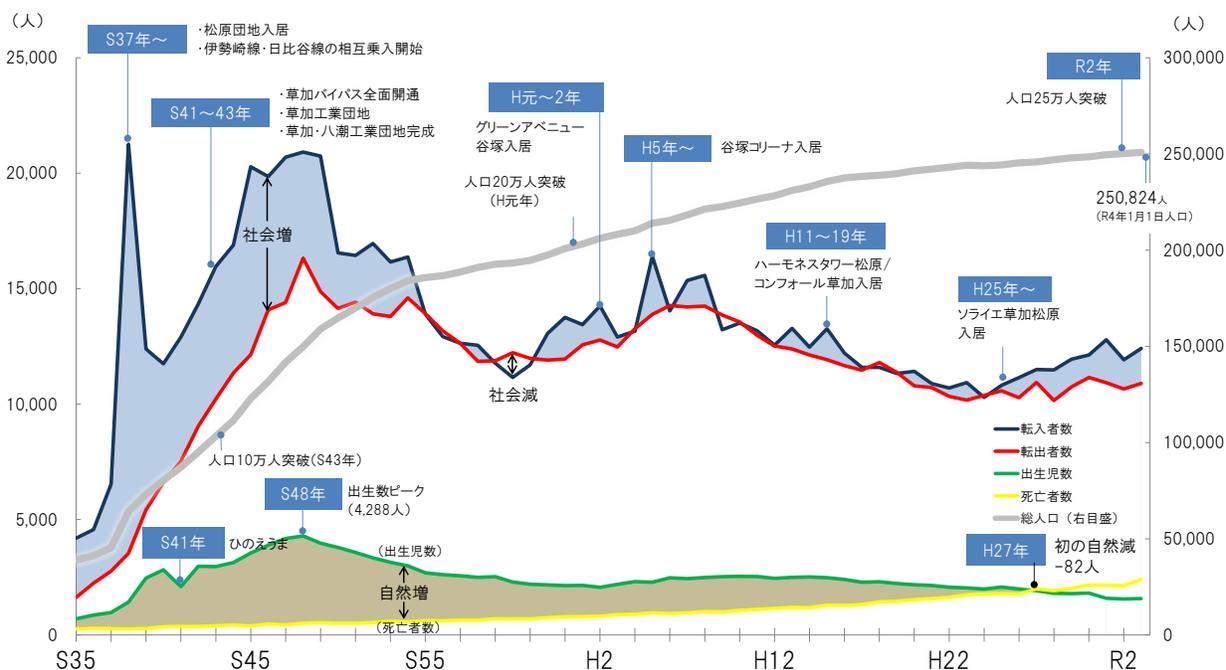
人口増減の要因は、転入と転出との差である社会増減と、出生と死亡との差である自然増減の2つがあります。社会増減については、マンション建設などがあると人口が増えるため、年ごとの変動が大きくなっていますが、平成12年(2000年)以降は転入者も転出者もおおむね横ばいの傾向にあり、今後、大きな人口の増加は望めない状況となっています。

一方、自然増減については、平成16年(2004年)ごろまでは1,000人を超える自然増があったものが、年々縮小しています。出生数は平成14年(2002年)から徐々に減少している一方、死亡数が徐々に増加し、平成27年(2015年)に初めて自然減に転じました。

そのため、本計画の計画期間における本市の人口は、令和6年(2024年)の252,379人から、令和9年(2027年)の253,353人への微増と推計されます。また、世帯数はひとり暮らし世帯の増加などの影響から人口に比べると増加率が高いことから、令和6年(2024年)の122,372世帯から、令和9年(2027年)には123,556世帯に増加するものと推計されます。

人口及び世帯数の予測(各年4月1日現在)

	令和4年(2022年) (実績値)	令和6年(2024年) (推計値)	令和9年(2027年) (推計値)
総人口(人)	250,643	252,379	253,353
世帯数(世帯)	121,971	122,372	123,556



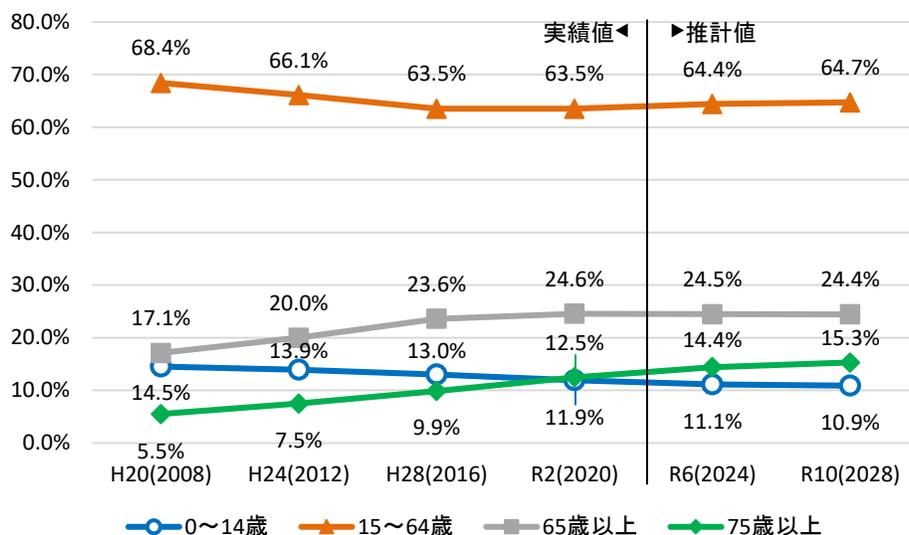
資料：住民基本台帳人口

また、本計画期間中の高年者の比率について、65歳以上人口比率は、24.5%から24.4%のほぼ横ばいで推移する見込みですが、75歳以上人口比率は14.4%から15.3%に上昇する見込みであり、後期高齢者の比率の上昇が特に顕著となっています。

一方、年少人口比率は11.1%から10.9%へと減少する見込みとなっています。

なお、外国籍市民については、平成30年（2018年）の6,306人から、令和4年（2022年）には8,057人へと増加しており、今後も多文化共生をめざした取組を推進することが求められます。

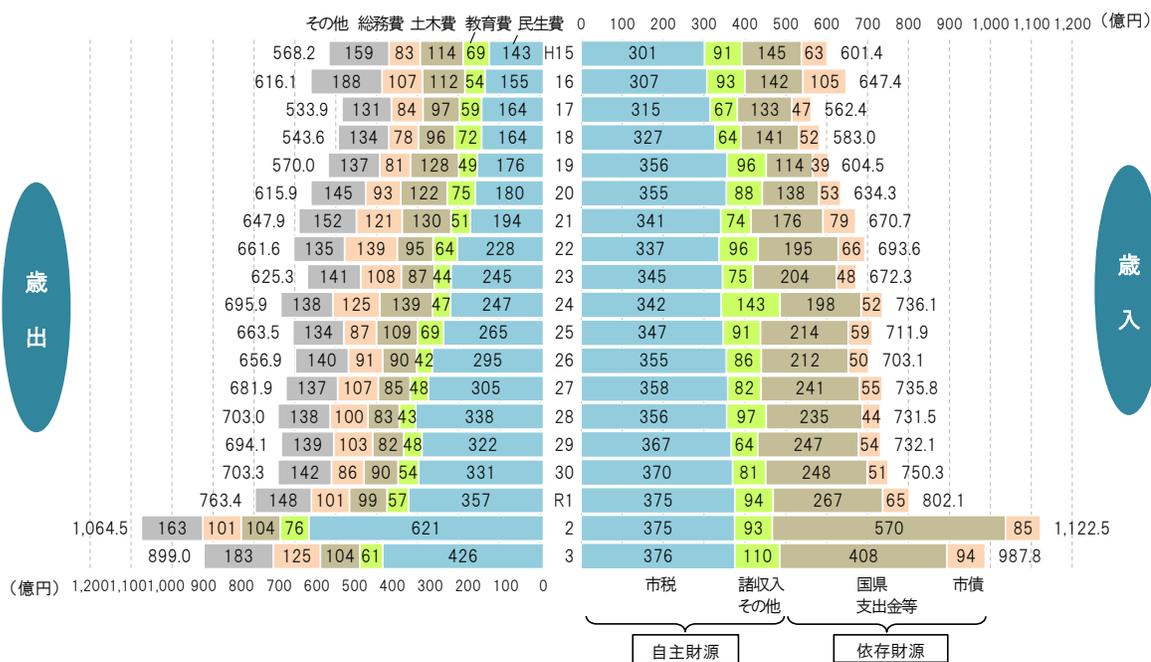
年齢3区分及び75歳以上人口比率の推移



資料：国勢調査、住民基本台帳人口、草加市統計書・人口推計結果（各年4月1日時点）

## (2) 財政

### 一般会計決算額の推移



資料：各年度決算書

本計画に掲げた施策の実現性を確保するため、計画期間である令和6年度（2024年度）から令和9年度（2027年度）までの4年間の一般会計の歳入見通しを347,090百万円とします。

計画期間の4年間では、歳入のうち大きな割合を占める市税については一定の水準を維持し、歳入全体は横ばいと推計されます。こうした税額の推移は、本市の人口の最も多くを占める年齢層が令和4年度（2022年度）現在で40歳代後半～50歳の、いわゆる団塊ジュニア世代であることに起因するものと考えられます。団塊ジュニア及びその前後の世代は計画期間内において生産年齢人口層であり、税額に大きな影響はないと考えられます。しかし、その後この世代が老年人口層に入ることにより、税収入が大きく減少するものと見込まれます。

一方、歳出は、民生費\*が近年増加し続けており、特に、令和2年度（2020年度）以降は新型コロナウイルス感染症の影響により大きく増加しています。今後も引き続き新型コロナウイルス感染症の影響に対し必要な支援を行っていく必要があること、老年人口が増加することなどによる増加の継続が想定されることを考えると、財政的な余力は小さくなっていくものと考えられます。

なお、歳入の見通しは将来人口推計結果や草加市公共施設等総合管理計画での施設更新費用等に基づいて算出しており、将来的な景気変動等の外的な要因は見込んでいません。

第三期基本計画(令和6年度(2024年度)～9年度(2027年度)) 推計値
347,090百万円

※令和4年度（2022年度）一般会計当初予算を基準に、将来人口推計や過去の推移、関連データなどに基づいて各年の歳入額を推計し、合計して算出

\*：民生費… 社会福祉、障がい者・高齢者及び児童福祉などに要する経費

### (3) 産業

#### 1) 産業別事業所数・従業者数の状況

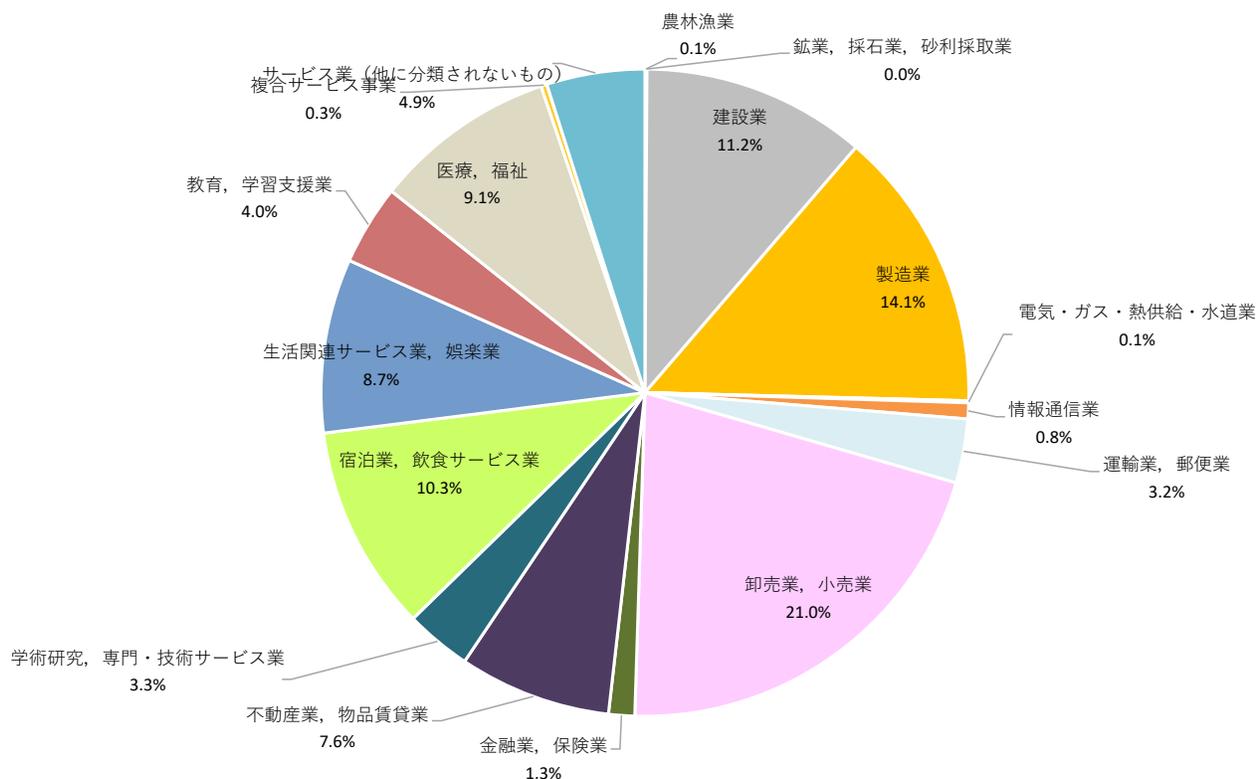
本市の産業を事業所数及び従業者数についてみると、「卸売業,小売業」、「製造業」、「医療,福祉」、「建設業」が占める比率が高くなっています。

平成 27 年（2015 年）から令和元年（2019 年）の産業別の生産額をみると、第 1 次産業は平成 28 年（2016 年）から減少傾向にあり、特に令和元年（2019 年）は大きく減少、第 2 次産業は平成 30 年（2018 年）に減少しているものの長期的には増加傾向、第 3 次産業は一貫して増加傾向となっています。

内閣府の令和 4 年度年次経済財政報告（令和 4 年（2022 年）7 月）では、我が国経済は感染症による強い下押し圧力を受けながらも、持ち直しの動きを続けているとしています。また、埼玉県経済動向調査（令和 4 年（2022 年）9 月）では、県経済は持ち直しの動きがみられる一方で、新型コロナウイルス感染症の感染状況や海外情勢、物価上昇等が県経済に与える影響を注視する必要があるとしています。

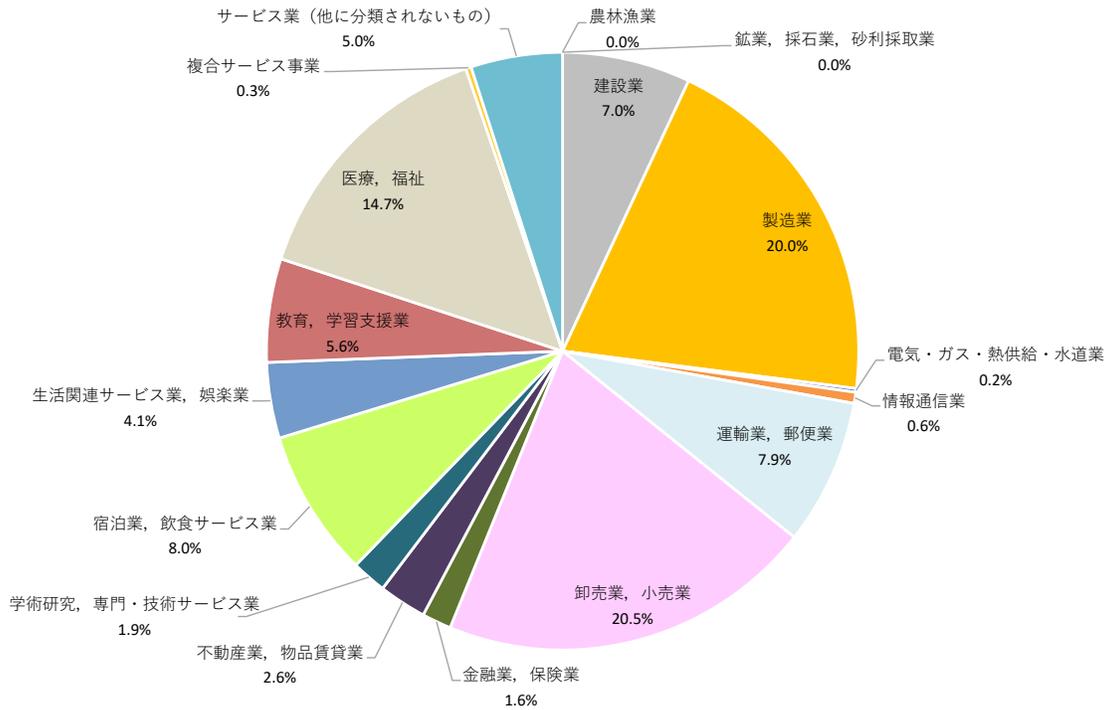
経済状況による本市産業への影響は、今後も引き続き注視する必要があります。

産業別民営事業所数（（令和 3 年（2021 年））



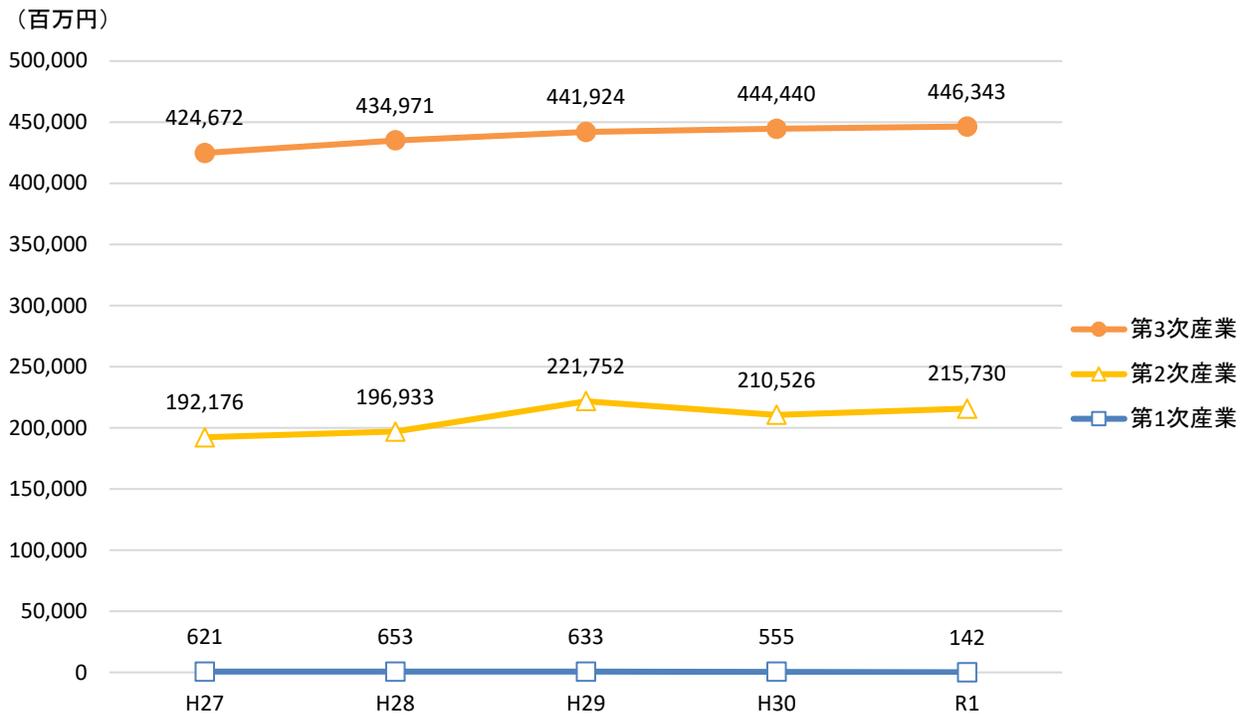
資料：経済センサス活動調査

## 産業別民営事業所従業者数（令和3年（2021年））



資料：経済センサス活動調査

## 産業別総生産額の推移

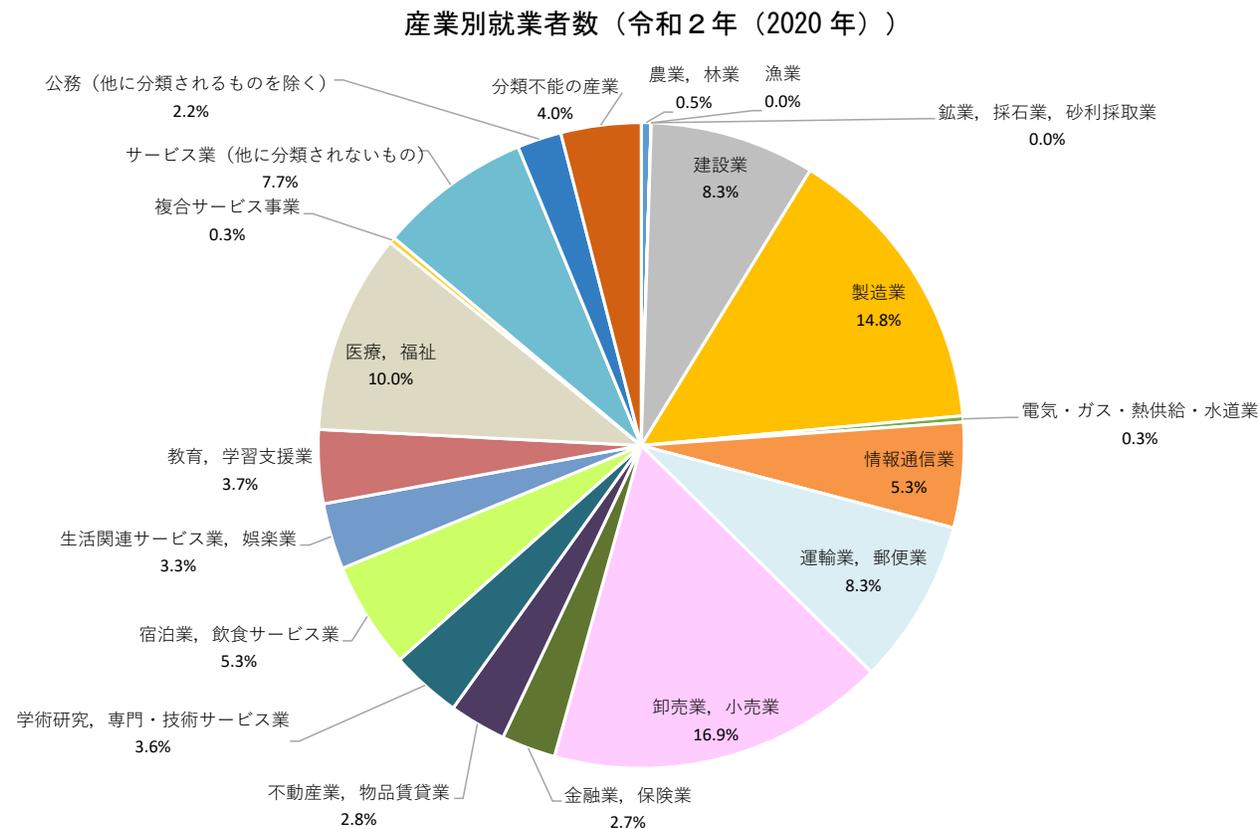


資料：埼玉縣市町村民経済計算

## 2) 産業別人口の状況

本市に在住する就業者数についてみると、「卸売業,小売業」、「製造業」、「医療,福祉」が占める比率が高くなっています。

前頁の本市の産業別従業者数と比較すると、「情報通信業」の比率が高くなっている一方、「製造業」の比率が低くなっています。



資料：国勢調査

## (4) 土地利用

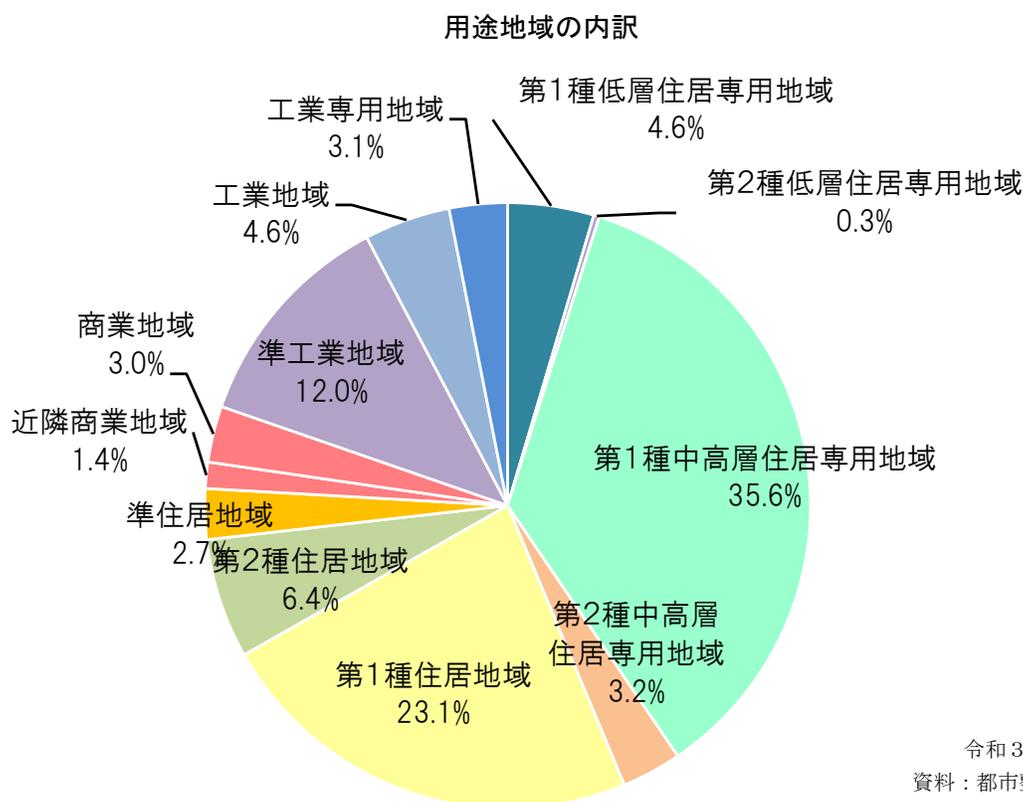
本市は、埼玉県の東南部に位置し、関東平野の中心部に広がる中川低地と呼ばれる中川・綾瀬川下流域に開けた沖積平野\*1に属しています。東は八潮市、三郷市、吉川市、西は川口市、北は越谷市、そして南は東京都足立区に接しています。

市域は東西方向に7.24 km、南北に7.60 kmで、面積は27.46 km<sup>2</sup>であり、全域が都市計画区域\*2です。そのうち約90%が市街化区域\*3であり、残りの約10%が市街化調整区域\*4です。

市街化区域は、12の用途地域\*5に区分されていますが、そのうち住居系の用途地域が75.9%、商業系の用途地域が4.4%、工業系の用途地域が19.8%を占めています。

本市の人口集中区域(1 km<sup>2</sup>当たり4,000人以上の人口密度があり、まとめて人口5,000人以上を有する地区)は、東武スカイツリーラインに沿った市中心部に線状に発達し、昭和45年(1970年)以降急激に周辺部に拡大していき、昭和35年(1960年)に2.4 km<sup>2</sup>であったものが昭和55年(1980年)には24.0 km<sup>2</sup>に及びました。令和2年(2020年)には、25.14 km<sup>2</sup>となり、これは市域の約90%と市街化区域のほぼ全域を占めています。

また、土地利用の転換状況を見ると、農地や雑種地の減少と宅地の増加という傾向が続いており、こうした傾向は今後も進むものと考えられます。



\* 1：沖積平野……………主に河川による堆積作用によって形成される平野の一種

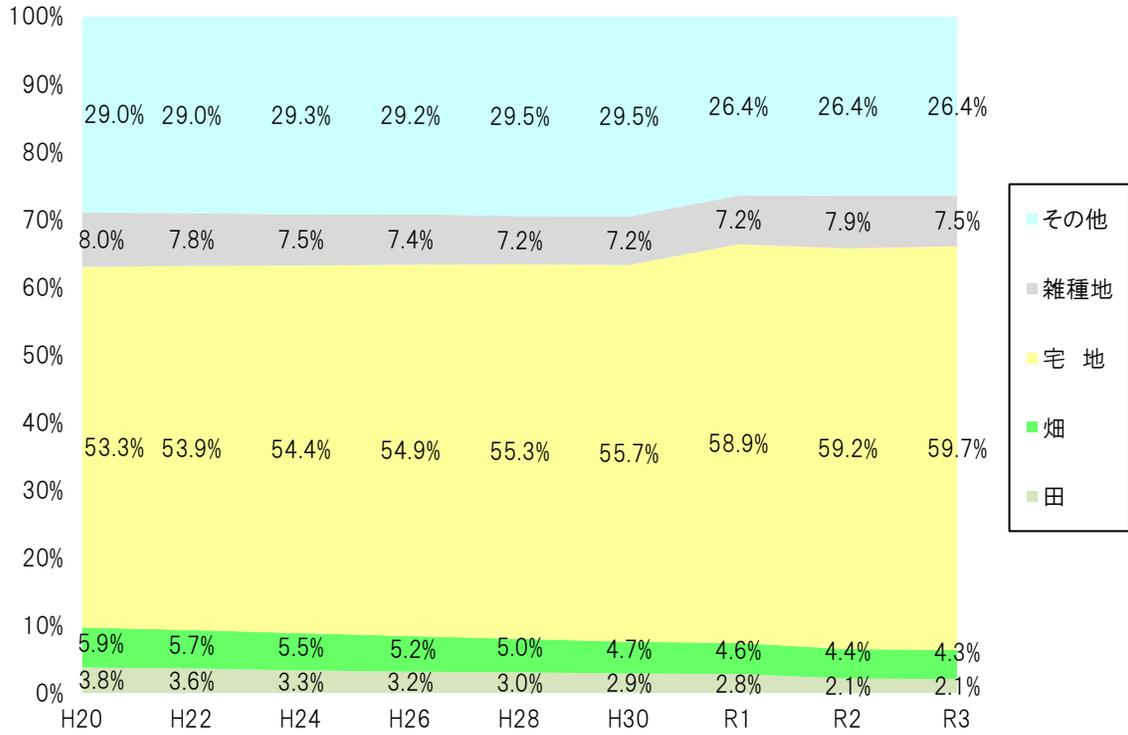
\* 2：都市計画区域……………一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域

\* 3：市街化区域……………都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域

\* 4：市街化調整区域……………市街化を抑制すべき区域

\* 5：用途地域……………都市機能の維持増進、住環境の保護などを目的とした土地利用の合理性を図るため、都市計画法にもとづき、建築物の用途などを制限する制度。用途地域は12種類あり、大別すると、住居系、商業系、工業系となる。

### 地目別土地面積割合の推移



資料：総務部資産税課

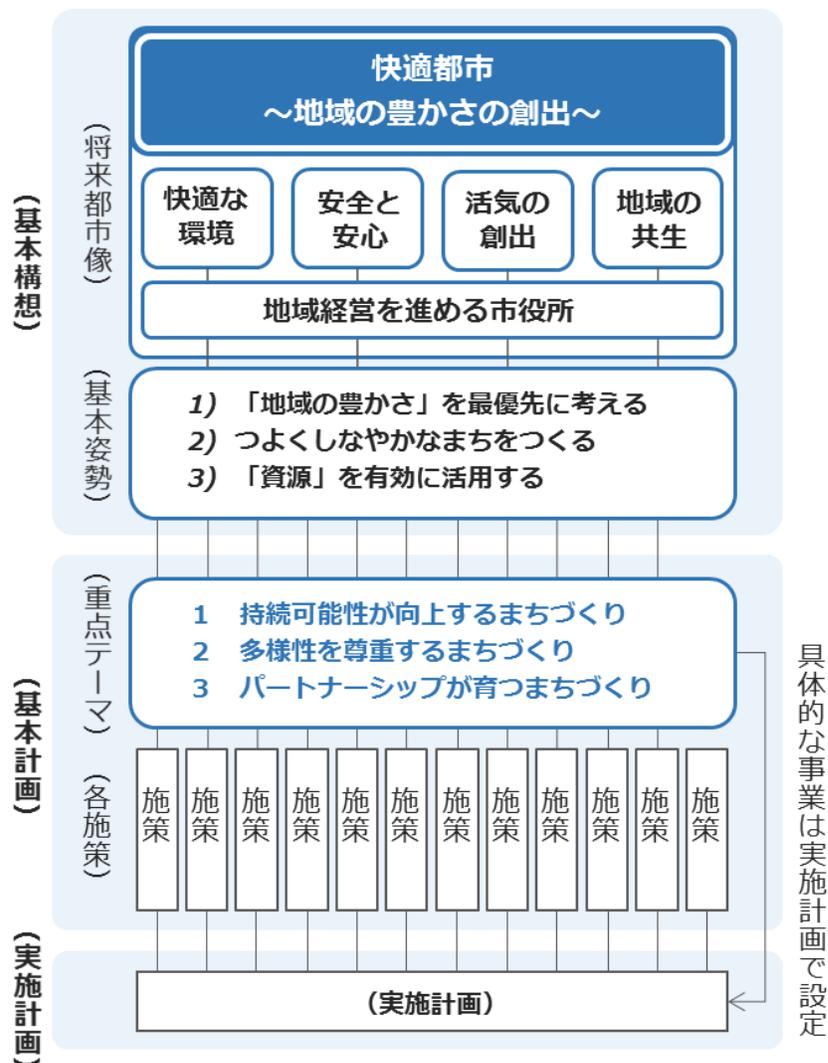
### 3 重点テーマ

#### (1) 重点テーマの位置づけ

将来都市像の「快適都市～地域の豊かさの創出～」の実現に向けて、社会経済動向や本市の現状、これまでの取組の状況などを踏まえ、第三期基本計画期間内に施策横断的に推進すべき方向性を「重点テーマ」として設定します。

個別の事業を進める際も、施策横断的な視点を持つことが重要です。例えば、歩きやすい道路の整備をすることは安全性を高めるとともに、健康づくりにもつながるといったように、行政内部の各部局や様々な地域の主体が連携・協働することで、行政サービスの質を効率的に高めていくことができます。

なお、重点テーマに該当する具体的な事業については、基本計画にもとづき策定される実施計画で設定し、中長期的な視点で着実に取り組んでいくとともに、毎年度の予算編成においてその成果を検証し、実施計画のローリング\*にあわせて見直していきます。



\* : ローリング… 現実と計画のズレを埋めるために、施策・事業の見直しや部分的な修正を毎年定期的に行っていく手法

## (2) 重点テーマ

### テーマ1 持続可能性が向上するまちづくり

持続可能なまち、安心して暮らせるまちをつくり上げていくためには、脱炭素社会の実現といった環境分野や、頻発化・激甚化する自然災害への対策などの防災分野、人口減少や人口構造の変化などに対応した都市基盤分野や厳しい財政状況への対応といった行財政分野など、幅広い分野にまたがって取組を行っていく必要があります。

そうした中、本市においては、環境分野では、令和3年(2021年)4月に埼玉県東南部地域5市1町で「ゼロカーボンシティ」共同宣言を行うなど脱炭素に向けた取組を推進するとともに、防災分野においては、災害時の重要な防災拠点となる本庁舎の建て替えや避難所となる学校体育館へのエアコン等設置、激甚化・頻発化する自然災害への対策として「草加市国土強靱化地域計画」を策定するなど防災対策の強化を図っています。

また、都市基盤分野では、草加駅東口の駅前広場の整備や新田駅周辺における土地区画整理事業、交通インフラの充実など将来にわたって安心して暮らすことのできるまちづくりを推進し、行財政分野においても、「職員の定員管理方針 ver.2」にもとづく職員定数の管理や、「草加市公共施設等総合管理計画」による公共施設の適切な維持管理や計画的な更新・長寿命化等を実施し、財政負担の平準化を行っています。

これらの取組を各分野それぞれに行うだけでなく、まちの持続可能性の向上をキーワードに横断的に取り組むことで持続可能性が向上するまちづくりを推進します。

## テーマ2 多様性を尊重するまちづくり

平成27年（2015年）9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された持続可能な開発目標（SDGs: Sustainable Development Goals）では、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標が定められました。こうした世界共通の目標が設定されるなど、多様性と包摂性のあるまちづくりの重要性が高まっています。

本市においては、令和2年（2020年）6月に、「草加市人権尊重都市宣言」を制定するとともに、性的少数者の困難や生きづらさの軽減につなげるため、令和3年（2021年）12月20日からパートナーシップ宣誓制度を開始するなど、多様性を認め合い、一人ひとりの個性や生き方が尊重される人権共生社会の実現をめざしています。

また、高度外国人材や技能実習生の受入などを背景に、日本全体の外国人人口が増加する中、本市では近隣自治体と比較して外国人の人口割合が高くなっており、多文化共生社会の実現に向けた取組も必要となっています。

さらに、令和3年（2021年）9月には「草加市手話言語条例」及び「草加市障がいのある人のコミュニケーション条例」を制定し、全ての市民が互いの人格と個性を尊重し支え合う共生社会をめざすこととしています。

そして、ひとり親家庭や共働き世帯の増加など、家族のあり方が多様化する中で「松原児童青少年交流センター」や「児童発達支援センター あおば学園」を整備するなど、安心して子育てができる環境整備を進めるとともに、教育の現場においても、多様な子どもたちを誰一人取り残すことない公正に個別最適化された学びや創造性の育む学びにも寄与するものとして、1人1台端末環境の整備を進めました。

性別や国籍、年齢や障がいの有無、家族のあり方など、市民一人ひとりの多様な価値観が尊重され、誰一人として取り残されない多様性を尊重するまちづくりを推進します。

本市においては「草加市みんなでまちづくり自治基本条例」を定め、「だれもが幸せなまち」づくりを実現するために、市民・市議会・市の三者の関係やそれぞれの役割と責務を定めることで、パートナーシップによるまちづくりを進めています。

人口減少や少子高齢化、価値観の多様化などにより社会課題がますます多様化・複雑化していく一方で、限られた予算の中で、これらの社会課題に対応していくためには、市民・市議会・市だけでなく、企業や団体をはじめ草加市に関係する多様な主体とこれまで以上に連携してまちづくりを行っていくことが必要です。

そのためには、行政自らが公共サービスの担い手となるだけでなく、地域社会の多様な担い手と協働し、公共私に相互に連携・協働する場（プラットフォーム）をハードとソフトの両面で整えていくことも重要です。その一環として、草加市に住み、働き、学ぶ全ての人や団体、市内に事務所や事業所を有する法人等がパートナーシップによるまちづくりなどについて話し合い、提案する場である「みんなでまちづくり会議」の開催や、コミュニティブロックごとのめざす方向性を実現させるための役割分担や実現までのプログラムを市民と行政が協働で策定する行動計画である「コミュニティプラン」の策定も順次進めています。

さらに、民間のまちづくり会社が補助金に頼らず、新しいまちのコンテンツ（産業）を生み出し、雇用を創出させる取組であるリノベーションまちづくりを草加駅東口周辺に続き谷塚駅周辺においても展開しています。

また、近年は、ふるさと納税やクラウドファンディングなど、新たな公共私連携の手法も広がってきており、こうした多様な連携手法の活用も検討していくことも重要となっています。こうした手法も活用しながら、本市が抱える課題の解決に向けて多様な分野で多様な主体とのパートナーシップを育んでいきます。

## 4 計画

### (1) 計画体系

大目標	中目標	小目標	施策番号	施策
快適都市草加	快適な環境	水とみどりのまちづくり	施策 1	水環境の保全
			施策 2	みどりの保全と公園の再生・活性化
		環境との共生	施策 3	環境を守り育てる
	安全と安心	良好なまちづくり	施策 4	良好なまちづくりの推進
			施策 5	交通利用環境の改善促進
		安全で円滑な交通	施策 6	安全で快適な道路の整備
			施策 7	総合的な治水対策の推進
		安全性の高いまちづくり	施策 8	交通安全対策の推進
			施策 9	危機管理体制の強化
			施策 10	地域安全の推進
			施策 11	安全・安心な消費生活の推進
			施策 12	安全で安定した水の供給
			施策 13	安定した汚水処理の推進
		活気の創出	にぎわいの創出とものづくりの発信	施策 14
	施策 15			就労支援・勤労者福祉の推進
	心地よい風景づくり		施策 16	おもてなしの心が息づく観光の振興
	地域の共生	活力と生きがいのある高齢社会	施策 17	心地よいまちづくりの推進
		みんなで取り組む子育て	施策 18	総合的な高年者施策の推進
			施策 19	子育て支援の推進
			施策 20	幼保小中を一貫した教育の推進
			施策 21	学校・家庭・地域の連携・協働の推進
			施策 22	教育環境の整備・充実
			施策 23	子ども・青少年育成の充実
		ともに暮らす地域づくり	施策 24	市民自治の推進
			施策 25	地域福祉の推進
			施策 26	障がい者福祉の推進
			施策 27	生活保護世帯・生活困窮者の自立支援
			施策 28	国際交流・地域間交流の推進
		草加らしい豊かな暮らし	施策 29	人権の尊重
			施策 30	学びの成果が発揮される生涯学習社会の推進
			施策 31	草加らしい文化の創造
			施策 32	スポーツの推進
			施策 33	心と体の健康づくり
	施策 34		医療環境の充実	
	地域経営を進める市役所	市民とともに考え行動する職員	施策 35	市民とともに考え行動する職員の育成
		「地域の豊かさ」を創出するための組織	施策 36	市民参画制度の推進
			施策 37	社会ニーズへの的確な対応
			施策 38	市役所の情報化の推進
		情報公開から情報共有へ	施策 39	市政の透明性・公平性の充実
		経営手法の導入	施策 40	計画的で効果的な行政の推進
		施策 41	広域行政・官民連携の推進	